9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　スロベニアにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得される所得

(ii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(b)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　スロベニアにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取得される所得

(ii)　その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(b)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十六年九月三十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸信夫

スロベニア共和国のために
シモナ・レスコヴァル

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びスロベニア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第一条2の規定に関し、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

2　条約第十条2の規定に関し、同条2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人であって、当該一方の締約国の法令により次の(a)又は(b)の規定に該当するものが支払う配当に対しては、当該一方の締約国において当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

(a)　当該一方の締約国の課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人

(b)　当該法人の利得を分配する場合に当該法人の所得に対して軽減された率で租税を課される法人

条約第十条4の規定は、この2に規定する法人が支払う配当について準用する。

3　条約第十一条3の規定に関し、「輸出、投資若しくは開発を促進することを目的として活動する機関」とは、次のものをいう。

(a)　スロベニアにおいては、

(i)　スロベニア輸出開発銀行

(ii)　その他の類似の機関であって、両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b)　日本国においては、

(i)　株式会社国際協力銀行

(ii)　独立行政法人日本貿易保険

(iii)　独立行政法人国際協力機構

(iv)　その他の類似の機関であって、両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの